

00626

00626

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆規則 鳥取県繭鑑定規則
- ◆訓令 鳥取県工業試験場処務規程の一部改正
- ◆告示 簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程の一部改正

- ◆正誤 蚕桑凍霜害対策施設補助金交付規程
- 准看護婦養成所の指定
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- 建築代理業者の登録
- 中訂正 昭和二十八年五月一日鳥取県訓令第二十九号

規 則

鳥取県副知事 鈴木 武
鳥取県繭鑑定規則

（この規則の目的）

第一条 鳥取県繭鑑定所において行う繭（屑繭を除く。以下同じ。）の鑑定に關しては、この規則の定めるところによる。

（鑑定の項目及び方法）

第二条 繭の鑑定は、繭鑑定規則（昭和二十六年農林省令第二十八号）第十三条の各項目につき同規則第十四条の規定に準じ鳥取県繭鑑定所長（以下「所長」という。）が行う。

2 前項の規定にかわらず、所長は、申請に基き鑑定項目を増減して鑑定することができる。

（鑑定の申請）

第三条 繭の鑑定を申請しようとする者は、様式第一号の繭鑑定申請書に次の区分による鑑定供用繭を添え提出しなければならない。但し、所長の承認を受けた場

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者

合は、鑑定供用繭の数量を減ずることができる。

一 生繭鑑定 一件につき

110・1150キログラム(六〇〇匁)

二 乾繭鑑定

○・九〇〇キログラム(1140匁)

(鑑定供用繭の提出)

第四条 鑑定供用繭は、一件ごとに布製袋詰とし、申請者の住所、氏名及び荷口番記号を記載した標識を挿入して封印し、これに申請者の住所、氏名及び荷口番記号を記載した標識を結びつけたものでなければならぬ。

(鑑定成績書の交付)

第五条 所長は、繭を鑑定したときは、鑑定申請者に様式第二号の繭鑑定成績書を交付するものとする。

(鑑定供用繭の還付)

第六条 所長は、鑑定供用繭を鑑定のため繩糸して得た生糸(小ぶし鑑定料糸及び織度糸を除く。)及びその残繭(擻除繭及び繭層量歩合の調査に供用した繭を除く。)を鑑定申請者に還付するものとする。

(鑑定成績書の交付)

第六条 所長は、鑑定供用繭を鑑定のため繩糸して得た生糸(小ぶし鑑定料糸及び織度糸を除く。)及びその残繭(擻除繭及び繭層量歩合の調査に供用した繭を除く。)を鑑定申請者に還付するものとする。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県繭鑑定規程(昭和十八年六月鳥取県令第四百五号)は廃止する。
- 3 鳥取県屑繭鑑定規程(昭和十八年六月鳥取県告示第三百五号)の一部を次のように改正する。
 - 1 第四条及び第十四条を次のように改める。
 - 2 第十四条 鑑定へ売買兩者ノ共同申請ニヨツテ行フ。
 - 3 第十四条 繭檢定所鑑定ヲ終ツタトキヘ申請者ニ対シ第三号様式ニヨル鑑定証ヲ交付スル。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県繭鑑定規程(昭和十八年六月鳥取県令第四百五号)は廃止する。
- 3 鳥取県屑繭鑑定規程(昭和十八年六月鳥取県告示第三百五号)の一部を次のように改正する。
 - 1 第四条及び第十四条を次のように改める。
 - 2 第十四条 鑑定へ売買兩者ノ共同申請ニヨツテ行フ。
 - 3 第十四条 繭檢定所鑑定ヲ終ツタトキヘ申請者ニ対シ第三号様式ニヨル鑑定証ヲ交付スル。

鳥取県令第十八号

鳥取県工業試験場処務規程(昭和二十六年九月鳥取県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県副知事鈴木

第一条 鳥取県工業試験場の処務については別に定めるものの外この規程の定めるところによる。

第一条を次のように改める。

第一条 鳥取県工業試験場の処務については別に定めるものの外この規程の定めるところによる。

第二条及び第三条を次のように改める。

繭鑑定申請書							
番記号	蚕期別 程度	蚕品種名	百匁 供用繭 量	希望鑑定 項目	備考	昭和 年 月 日	鳥取県繭検定所長 国

上記の繭について鑑定を受けたいので供用繭を添え申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

国

鳥取県繭検定所長

殿

様式第一号

繭鑑定成績書

申請月日 昭和 年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県副知事 鈴木

武

鳥取県工業試験場
令甲第二十三号の一部を次のように改正する。

第一条 鳥取県工業試験場の処務については別に定めるものの外この規程の定めるところによる。

第一条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第四条第一号、第二号及び第三号を削り第四号を第一

号とし以下順次繰り上げる。

第六条中「部長」を「係長又は主任」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県知事職務代理者

七年七月鳥取県告示第三百三十七号の一部を次のよう
に改正する。

題名を「稚蚕共同飼育施設補助金交付規程」に改める。

第一条中「簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設」の下に「又
は電床式電熱保温装置施設」を加える。

様式一中「簡易乾繭兼」を削る。

様式二を次のように改める。

鳥取県告示第三百二十三号

簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程（昭和二十
一年四月一日）

様 式 二

事 業 計 画 書 （事業成績書）

(1) 簡易乾繭兼用の場合

設置場所	設置坪数	設置費	設置費	補助金額（又は補助金見込）	一蚕期當り一蚕期當り
名稱	同上所在地利用員数	同上	中材料費	（又は補助金額）	一回当たり一回当たり
大字	名	坪	円	円	グラム
町					
村					
計					

大字（村）	名	坪	円	円	貫	グラム	何基連設
計							

注意 「設置の概要」の欄には壁の材料、壁の厚さ及び熱源を記入すること。

(2) 電床式の場合

設置場所	設置坪数	設置費	設置費	補助金額（又は補助金見込）	一蚕期當り一蚕期當り
名稱	同上所在地利用員数	同上	中材料費	（又は補助金額）	二合まで二合まで
大字	名	坪	円	円	グラム
町					
村					
計					

注意 「設備の概要」欄には何基連設等を記入すること。

様式四中「昭和 年度簡易乾繭兼」を「昭和 年度」

に改め、「簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設」の下に「（又
は電床式電熱保温装置施設）」を加える。

様式五中「昭和 年度簡易乾繭兼」を「昭和 年度」
に改め、「簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設」の下に「（又
は電床式電熱保温装置施設）」を加える。

様式六中「簡易乾繭兼」を削る。

00630

昭和28年7月21日 火曜日 鳥取県公報 第2432号

00629

昭和28年7月21日 火曜日 鳥取県公報 第2432号 4

第一条 知事は、蚕桑の凍霜害を被つた地帯に対し応急

蚕桑凍霜害対策施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県副知事 鈴木 武
蚕桑凍霜害対策施設補助金交付規程

(この規程の目的)

対策を実施して、被害を最少限度にとどめ、且つ、夏秋蚕繭の増産を期するため、昭和二十八年度の蚕桑凍霜害対策施設経費に対し、この規程により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金を交付する施設)

第二条 補助金は、次に掲げる施設に要する経費に対し交付する。

- 一 桑樹勢回復施設
- 二 蚕種購入施設
- 三 凍霜害対策特別指導施設
- 四 蚕業技術員設置補助施設

(補助金の補助率)

第三条 補助金の補助率は、次のとおりとする。

- 一 桑樹勢回復施設
- 二 蚕種購入施設
- 三 養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が桑の樹勢回復用肥料を購入する場合その肥料購入費の三分の二以内

(補助金交付申請手続)

- 第四条 補助金の交付を受けようとするものは第二条の施設ごとに、申請書に別記様式による事業計画書及び收支予算書を添えて昭和二十八年八月十日までに知事に提出しなければならない。
- 二 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金交付申請書及び記載事項の変更届)

第五条 前条の申請をしたものが、その書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合は、すみやかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合、必要があると認めるときは、届出事項について変更を指示することができる。

(補助金の決算書)

第六条 補助金の交付を受けたものは、昭和二十九年五月十日までに別記様式による事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければならない。

様式

事業計画書 (事業成績書)

(桑樹勢回復施設の場合)

事業の実施概要

事業実施計画 (又は実施成績)

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が蚕種を購入する場合その蚕種購入費の三分の一以内

三 凍霜害対策特別指導施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の設置する蚕業技術員の特別指導手当に対しその手当の二分の一以内

二以内

四 蚕業技術員設置補助施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の蚕業技術員設置費の財源不足に対し、災害による繭減収量一貫につき三十円以内

五 蚕種購入施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が桑の樹勢回復用肥料を購入する場合その肥料購入費の三分の二以内

六 桑樹勢回復施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の蚕業技術員設置費の財源不足に対し、災害による繭減収量一貫につき三十円以内

七 蚕業技術員設置補助施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の蚕業技術員設置費の財源不足に対し、災害による繭減収量一貫につき三十円以内

町村名	施用面積	施用肥料名	反当量	施用予定(又は施肥)月日

事	業	費	備	考
施用總数量単価(貢当)	金額			

00634

第2432号

9 昭和28年7月21日 火曜日 鳥取県公報

事業
業

收入の部
収支予算書 (収入決算書)

設置蚕業技術員数	同上	費
設置費	災害による財源は欠陥額	(又は決算額)
人	欠陥見込額	(又は決算額)
	災害による上繭は減收見込量	(又は決算額)
	見込量	(又は決算額)
	夏秋蚕上繭増産量	(又は増産量)
	差引繭減收見込量	(又は減收見込量)
	備	備
	貢	貢

区分	予算額	前年度予算額	比
収入の部	(又は決算額)	(又は決算額)	較
			備
			考

区分	予算額	前年度予算額	比
支出の部	(又は決算額)	(又は決算額)	較
			備
			考

区	分	予算額	前年度予算額	比
費	円	増	円	較
		減	円	備

00633

第2432号 8

昭和28年7月21日 火曜日 鳥取県公報

00633

第2432号 8

(蚕種購入施設の場合)

事業の実施概要 (又は実施成績)

事業技術員の行う指導概要

事業の実施計画 (又は実施成績)

町村名	蚕期	事業費	予定収繭額	備考
計	1	1	1	1
特別手当支給蚕業技術員	(又は支給額)	特別手当支給見込額	備考	
扭当町村氏名				
計	1	1	1	1
設置蚕業技術員総数	人			

(蚕業技術員設置施設の場合)

番号	登録年月日	登録	本籍	現住所	氏名	業務管理者
285	昭和28.7.10	兵庫県神戸市兵庫区神田町一丁六番地三十三号	文谷建築事務所	文谷 潤 文谷 潤	木 武	山本米藏
" "	"	鳥取市馬場町二八	鳥取建築研究所	上村 一	上村 一	上村 一
" "	"	鳥取市大桟五〇	二級建築士事務所	上村 一	上村 一	上村 一

正 誤

昭和二十八年五月一日鳥取県訓令第二十九号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十八年七月十日登録した。

昭和二十八年七月二十一日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

山本米藏

鳥取県告示第三百二十七号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十八年七月十日登録した。

昭和二十八年七月二十一日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

山本米藏

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

鳥取県告示第三百二十六号

三朝村大瀬土地改良区 岩本正道 清水文吉 松原定一 松原晴夫 田中武保 東伯郡三朝村大字大瀬

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条第二号の規定による准看護婦養成所を昭和二十八年七月一日次のように指定した。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

上中山庄村田土地改良区 森田専藏 柴田敏武 尾古宗義 森田熊一 森田勇 東伯郡上中山庄村大字羽田井

昭和二十八年七月二十一日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百二十五号

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条第二号の規定による准看護婦養成所を昭和二十八年七月一日次のように指定した。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

計

英文
東和タイブライター山陰代理店
販計算器・玉屋測量器
賣修理

有限
雜賀タイブライター商會

米子タイピースト学院
米子市道笑町二丁目二一八番地
電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

行者
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町
刷 所